

愛媛県下水道協会で 第 20 回 下水道排水設備工事責任技術者試験 を実施します。

下水道の機能を十分に活かすため、排水設備の工事は、責任技術者を置く指定工事店で行うことになっています。この責任技術者の、愛媛県内の資格認定試験を、以下の要領で実施します。

この試験は、隔年で実施しており、今回は令和 8 年度です（令和 7 年度は実施しません）。

下水道事業に着手している市町で、下水道排水設備工事責任技術者として登録を受けようとする方は、必ず受験してください。

なお、愛媛県下水道協会は今回の試験実施に当たり、試験監督及び運営などについて、東京都下水道サービス株式会社に委託※をしています。

※ 本試験の実施に当たり、申込書等に記載された個人情報については適切に扱うとともに、本試験に関すること以外では使用いたしません。

1 試験等の概要

【試験日時】 令和 6 年 11 月 2 日（土）

受付・・・12：30～13：00

試験・・・13：30～15：30 （13：15 までに着席してください）

【試験会場】 松山市総合コミュニティセンター 3 階大会議室

松山市湊町 7 丁目 5 番地 <公共交通機関等をご利用ください>

【試験内容】 筆記試験（マークシート方式）

出題分野・・・下水道法令及び技術に関すること

試験時間・・・120 分

出題数・・・30 問（満点は 100 点）

【合格基準】 総得点 70 点以上かつ、下水道法令・技術の各分野の得点率が 50%以上であること

【準備物】 受験票、HB 以上の鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム

※電卓は使用可とします。

なお、電子辞書や携帯電話等の電卓以外の計算機能を持つ電子機器を用いることを禁止し、これらを用いた場合は不正行為とみなし失格となります。

【合格発表】 令和 6 年 12 月 11 日（水）

愛媛県下水道協会ホームページ及び各市町窓口に掲示

「受験講習会」

を実施します。

詳しくは裏面へ！

2 受験講習会について

第 20 回 愛媛県下水道排水設備工事責任技術者試験に先立ち、希望者を対象に、受験講習会を開催いたします。

【講習日時】 令和 6 年 9 月 4 日（水） 13：00～17：00

受 付 12：30～13：00

講習説明 13：00～13：05

講 習 13：05～16：50（試験内容・法令分野・技術分野・計算問題演習）

質 疑 16：50～17：00 ※講習時間には休憩時間を含みます

【講習会会場】 松山市役所 本館 11 階大会議室（松山市二番町四丁目 7 番地 2）

※ 受験講習用に駐車場は確保していません。公共交通機関等をご利用ください。

【持 ち 物】 筆記用具、電卓、受験講習会受講票（受講票は申込後、受験票に同封して郵送します）

-必須- 排水設備工事責任技術者講習用テキスト（日本下水道協会）平成 29 年 3 月改訂版

※ 現在販売している最新版です。

【受講申込】 受験講習会の申込みは、試験申込みと同時に行ってください。

3 試験(受験講習会)申込み手続

【申込期間】 令和 6 年 7 月 19 日（金）～8 月 20 日（火）消印有効 *申込期間厳守

【申込方法】 持参または郵送（郵送の場合は同封の申込み用の封筒を使用し簡易書留により郵送してください。）

※ 申込先…愛媛県下水道協会事務局（宛先は本しおりの末尾に記載）

【提出書類】 ● 下水道排水設備工事責任技術者試験（及び受験講習会）申込書・受験票
● 住民票（コピー可。本人分のみ。本籍・続柄は不要。3 か月以内のもの）
● 卒業証明書原本（実務経験を 5 年以上有する者は不要）
● 写真 2 枚（撮影は申込 6 か月以内。縦 3 c m×横 2.4 c m）
※申込書と受験票に貼付してください。

● 誓約書 ※ 申込書とも、押印は自署の場合に限り、省略できます。

【手 数 料】 4,000 円 … 試験のみを受験

8,500 円 … 講習会の受講及び試験を受験

振込先

ゆうちょ銀行 一六九（イチロクキュウ）店

えひめけんげすいどうきょうかい

当座 0015186 愛媛県下水道協会

※ 事務局窓口では、手数料のお支払いはできません。

※ 申込受付後の手数料の返還はできません。

※ 郵便局で手数料（払込手数料別途必要）を納付後、試験申込書の所定の位置に「振替払込請求書兼受領証」又はその写しを貼付してください。

※ ATM で納付する場合は、払込用紙に記載された振込先へ手数料（払込手数料別途必要）を振込後、試験申込書の所定の位置に「ご利用明細書」又はその写

しを貼付してください。
※ 手数料を払い込む際の依頼人名は、試験を受験する個人名で行ってください。
(経費等として事業所名で払い込む場合も、必ず受験者名を併記してください。)

申込後、8月26日(月)を過ぎても「受験票」等が届かない場合は、愛媛県下水道協会事務局(089-948-6978)までご連絡ください。

4 受験資格はいずれかに該当する方です

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校以上の学校(以下「高等学校」という。)の土木工学科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事(以下「排水設備工事等」という。)の設計又は施工に関し、1年以上の実務経験を有する者 ※ 実務経験年数は、受験申込日を基準として算出します。
- (2) 学校教育法による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに相当する課程を修了した者、及び職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)による公共職業訓練施設において配管科を修了した者で、排水設備工事等の設計又は施工に関し、1年以上の実務経験を有する者
- (3) 高等学校を卒業した者で、排水設備工事等の設計又は施工に関し、2年以上の実務経験を有する者
- (4) 排水設備工事等の設計又は施工に関し、5年以上の実務経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者に準ずる者

なお、以上の要件にかかわらず、次のいずれかに該当する方は、試験を受けることができません。

- ① 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 不法行為又は不法行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、2年(試験実施日を基準に算定)を経過していない者
- ③ 精神の機能の障がいにより責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ④ 前各号に掲げる者のほか、会長が受験を不相当と認める者

5 市町への登録について

試験に合格した方は、責任技術者として仕事をする場合、市町への登録が必要です。
次のいずれか一つの市町で、排水設備工事責任技術者として登録手続きをお願いします。

なお、詳細は、別途、合格者にお知らせします。

(登録できる市町)

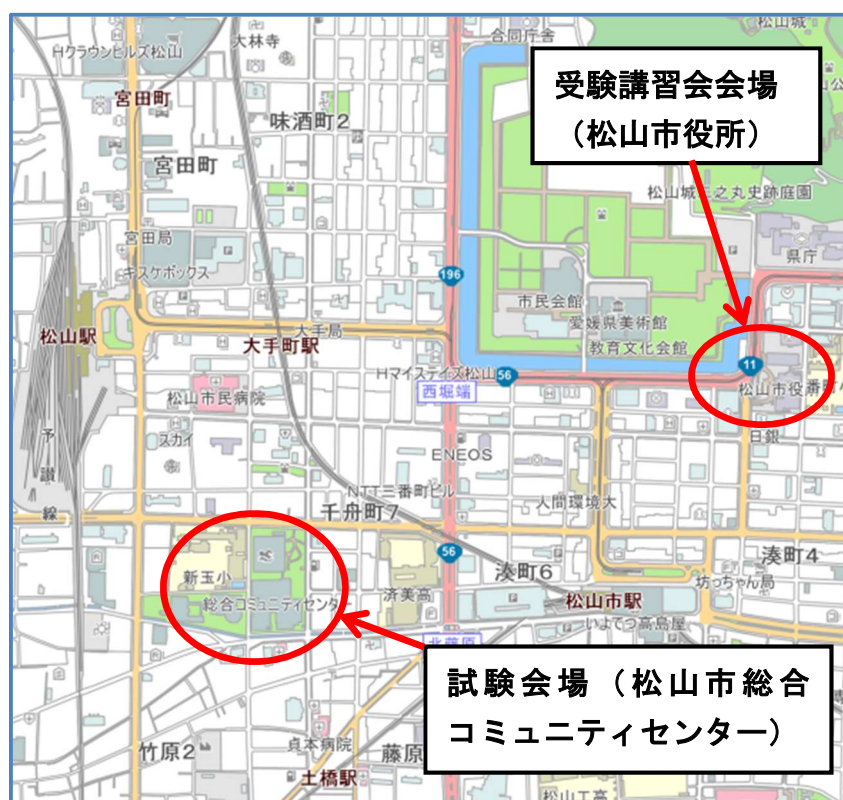
東予：＊四国中央市 ＊新居浜市 ＊西条市 ＊今治市 ＊上島町

中予：＊松山市 ＊伊予市 ＊東温市 ＊松前町 ＊久万高原町 ＊砥部町

南予：＊大洲市 ＊八幡浜市 ＊宇和島市 ＊西予市 ＊内子町 ＊伊方町

(登録期間) 合格発表日～令和7年1月31日(金)

6 会場地図



【試験会場：松山市総合コミュニティセンターへのアクセス】

1. J R 松山駅から伊予鉄バス（久米駅前行）約2分～松山コミュニティセンター前
2. 松山市駅から伊予鉄バス（J R 松山駅前行），（津田団地前行）約5分
～松山コミュニティセンター前

7 お問い合わせ（申込み先）

愛媛県下水道協会事務局

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市公営企業局給排水設備課内

TEL 089-948-6978

HP <http://www.gesui-ehime.jp/>